

情報システムの利用及び維持管理に関する規程

制定 平成 13 年 12 月 26 日

改定 平成 25 年 7 月 24 日

平成 30 年 12 月 26 日

令和 4 年 7 月 27 日

令和 5 年 3 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜市立女子短期大学における教育、研究及び事務に関する情報処理の円滑化並びに情報流通の促進を図ることを目的として導入した岐阜市立女子短期大学キャンパスネットワークシステム（以下「G-WING」という。）の利用及び維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(G-WING管理責任者)

第 2 条 G-WINGを維持管理するために、G-WING管理責任者を置く。

2 G-WING管理責任者はG-WING全体を把握し、その適正維持、進化並びに改善にあたって最善を尽くすものとする。

3 G-WING管理責任者は、岐阜市立女子短期大学データ駆動科学教育研究センター運営委員会（以下、「DSセンター運営委員会」という。）委員長が兼任する。

(個別システム管理責任者)

第 3 条 G-WINGを構成するシステム又はグループに対する個別システム管理責任者を置く。

2 個別システム管理責任者は各システム又はグループを把握し、施設、機器（消耗品の管理等を含む）及びその運用に関する管理責任を負う。

3 個別システム管理責任者は、各学科または事務局のDSセンター運営委員会委員が兼任する。

4 本条でいう具体的な個別システムについては、別に定めるものとする。

(利用者)

第 4 条 G-WINGを利用できる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 岐阜市立女子短期大学に所属する教員

(2) 岐阜市立女子短期大学に所属する事務職員

(3) 岐阜市立女子短期大学に所属する学生

(4) DSセンター運営委員会が許可する非常勤講師

(5) その他、DSセンター運営委員会で許可された者

2 利用者は、システム又は個別機器の利用及び維持管理にあたって、良心に従って取り扱うものとする。

3 利用者は、本学の機密情報に関する内容について、みだりに部外者に漏洩することのないよう細心の注意を払うとともに、外部からの不正アクセスに対する対策を講じる等の配慮を行うこと。

(新規クライアントの接続)

- 第5条** 第4条第1項第1号又は第2号に該当する者は、自己の研究教育活動又は事務効率の向上のために、G-WINGに新規クライアントを接続しようとするときは、新規クライアント学内ネットワーク接続申請書・許可書をG-WING管理責任者に申請して許可を受け、新規IPアドレスの発行を受けなければならない。
- 2 既に許可されたクライアント及びIPアドレスを新たな機種・OSで継続利用しようとするときは、クライアント継続利用申請書・許可書をG-WING管理責任者に申請して許可を受けなければならない。
- 3 既に許可されたクライアント及びIPアドレスを廃棄しようとするときは、クライアント廃棄申請書・許可書をG-WING管理責任者に申請して許可を受けなければならない。

(情報処理室の取り扱い)

- 第6条** 情報処理室の管理者は、前述する個別システム管理責任者をもって兼ねる。
- 2 使用に関する規則は別に定める。

(学内ホームページ・アカウント)

- 第7条** 学内ホームページを開設できる者は、次の各号に該当するものとする。
- (1) 岐阜市立女子短期大学に所属する教員
- (2) 岐阜市立女子短期大学に所属する事務職員
- (3) DSセンター運営委員会が許可する非常勤講師
- 2 ホームページ開設を希望する者は、学内ホームページサーバ・アカウント発行申請書・許可書をDSセンター運営委員会を経由して学長に提出し、その許可を得た後にG-WING管理責任者からアカウントの発行を受けるものとする。

(学生等による無線LAN利用の取り扱い)

- 第8条** 本学における学生等による無線LAN通信の円滑かつ効率的な利用を図るため、岐阜市立女子短期大学無線LAN利用ガイドライン(学生用)(以下「本学ガイドライン」)を別に定める。本学が設置する無線LANを利用する学生等は本学ガイドラインを遵守しなければならない。

(雑則)

- 第9条** この規程に定めるものの他、G-WINGの利用及び維持管理に必要な事項は、別に定める。

附則

- この規程は平成13年12月26日から施行する。
- この規程は平成25年7月24日から施行する。
- この規程は平成30年12月26日から施行する。
- この規程は令和4年7月27日から施行する。
- この規程は令和5年4月1日から施行する。